

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる共同施行が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年9月30日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和4年10月18日から同年11月7日まで縦覧に供する。

令和4年10月11日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
公文地区共同施行	集落営農推進生産基盤整備事業 (農道改修事業) 公文地区	まんのう町 建設土地改良課
八幡地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 八幡地区	〃
吉野下久度地地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 吉野下久度地地区	〃